

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第 294 条の 2 関係（意向の把握・確認義務）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 意向把握・確認義務に係る体制整備関係</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 意向確認に係る体制整備</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) 意向確認書面の媒体等</p> <p>意向確認書面については、顧客における保存の必要性を考慮し、<u>原則として書面</u>により交付することとされているか。</p> <p>なお、必ずしも独立した書面とする必要はないが（申込書と一体で作成することも可能と考えられる。）、他の書面と同一の書面とする場合には、意向確認書面に該当する部分を明確に区別して記載する必要があることに留意すること。</p> <p>また、当該書面は少額短期保険業者又は少額短期保険募集人と顧客の双方が確認するために交付される書面であることから、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人においても書面等を事後的に確認できる方法により保存することとされているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(ク)～(コ) (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第 294 条の 2 関係（意向の把握・確認義務）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 意向把握・確認義務に係る体制整備関係</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 意向確認に係る体制整備</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) 意向確認書面の媒体等</p> <p>意向確認書面については、顧客における保存の必要性を考慮し、<u>書面（これに代替する電磁的方法を含む。以下、Ⅱ-3-3-2(3)④(キ)において同じ。）</u>により交付することとされているか。</p> <p>なお、必ずしも独立した書面とする必要はないが（申込書と一体で作成することも可能と考えられる。）、他の書面と同一の書面とする場合には、意向確認書面に該当する部分を明確に区別して記載する必要があることに留意すること。</p> <p>また、当該書面は少額短期保険業者又は少額短期保険募集人と顧客の双方が確認するために交付される書面であることから、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人においても書面等を事後的に確認できる方法により保存することとされているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(ク)～(コ) (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>(6) 法第 300 条第 1 項第 4 号関係</p> <p>一定金額の金銭をいわゆる解約控除等として保険契約者が負担することとなる場合があること、一定期間の契約継続を条件に発生する配当に係る請求権を失う場合があること、被保険者の健康状態の悪化等のため新たな保険契約を締結できないこととなる場合があることなど、不利益となる事実を告げているか。また、<u>顧客からの確認印を取り付ける等の方法により顧客が不利益となる事実を了知した旨を十分確認しているか。</u></p> <p>(7)～(14) (略)</p> <p>Ⅱ－3－3－4 他人の生命の保険契約について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認</p> <p>他人の生命の保険契約に係る被保険者の同意の確認については、例えば、以下のような方法により行うことが事業方法書において明確にされているか。</p> <p>① 個人又は企業が保険契約者及び保険金受取人になり、保険契約者以外の者あるいは役員や従業員を被保険者とする保険契約の場合は、<u>被保険者本人が署名又は記名押印することによる確認</u></p> <p>(注) (略)</p> <p>② 企業が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等全員を被保険者とする保険契約（被保険者となることに同意しなかった者を除く保険契約をいう。）のうち個人生命保険及び全員加入団体定期を除く保険契約で、上記①によることが困難な場合は、<u>以下のいずれかの提出を求めることによる確認</u></p>	<p>(6) 法第 300 条第 1 項第 4 号関係</p> <p>一定金額の金銭をいわゆる解約控除等として保険契約者が負担することとなる場合があること、一定期間の契約継続を条件に発生する配当に係る請求権を失う場合があること、被保険者の健康状態の悪化等のため新たな保険契約を締結できないこととなる場合があることなど、不利益となる事実を告げているか。また、顧客が不利益となる事実を了知した旨を十分確認しているか。</p> <p>(7)～(14) (略)</p> <p>Ⅱ－3－3－4 他人の生命の保険契約について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認</p> <p>他人の生命の保険契約に係る被保険者の同意の確認については、例えば、以下のような方法により行うことが事業方法書において明確にされているか。</p> <p>① 個人又は企業が保険契約者及び保険金受取人になり、保険契約者以外の者あるいは役員や従業員を被保険者とする保険契約の場合は、<u>被保険者本人が同意を記録することによる確認</u></p> <p>(注) (略)</p> <p>② 企業が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等全員を被保険者とする保険契約（被保険者となることに同意しなかった者を除く保険契約をいう。）のうち個人生命保険及び全員加入団体定期を除く保険契約で、上記①によることが困難な場合は、<u>以下のいずれかによる確認</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>ア. (ア) 保険契約の目的となる災害補償規定等の書類、及び (イ) <u>被保険者となることに同意した者全員の署名又は記名押印のある名簿</u></p> <p>イ. (ア) 保険契約の目的となる災害補償規定等の書類、(イ) 保険契約者となるべき者が被保険者となるべき者全員に保険契約の内容を通知した旨の<u>確認書(保険契約者となるべき者及び被保険者となるべき者の代表者の署名又は記名押印のあるものに限る。)</u>及び(ウ) 被保険者となることに同意しなかった者の名簿</p> <p>ウ. (ア) 企業が死亡保険金受取人とする保険契約の内容が記載された災害補償規定等の書類、(イ) 災害補償規定等が労働基準法第 89 条の規定に基づき行政官庁に届け出たものであること、及び同法第 106 条第 1 項の規定に基づき被保険者となるべき者に対し、災害補償規定等を周知した旨が記載された<u>確認書(保険契約者となるべき者の署名又は記名押印のあるものに限る。)</u>、並びに、(ウ) 被保険者となることを同意しなかった者の名簿</p> <p>③ 全員加入団体定期保険の場合は、<u>保険契約者となるべき者から以下のいずれかの提出を求めることによる確認</u></p> <p>ア. (ア) 保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類、及び(イ) <u>被保険者となることに同意した者全員の署名又は記名押印のある名簿</u></p> <p>イ. (ア) 保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類、(イ) 保険契約者となるべき者が被保険者となるべき者全員に保険契約の内容を通知した旨の<u>確認書(保険契約者となるべき者及</u></p>	<p>ア. (ア) 保険契約の目的となる災害補償規定等の書類、及び (イ) <u>被保険者となる者全員による同意の記録</u></p> <p>イ. (ア) 保険契約の目的となる災害補償規定等の書類、(イ) 保険契約者となるべき者が被保険者となるべき者全員に保険契約の内容を通知した旨の<u>確認の記録(保険契約者となるべき者本人及び被保険者となるべき者の代表者本人による確認の記録があるものに限る。)</u>及び(ウ) 被保険者となることに同意しなかった者の名簿</p> <p>ウ. (ア) 企業が死亡保険金受取人とする保険契約の内容が記載された災害補償規定等の書類、(イ) 災害補償規定等が労働基準法第 89 条の規定に基づき行政官庁に届け出たものであること、及び同法第 106 条第 1 項の規定に基づき被保険者となるべき者に対し、災害補償規定等を周知した旨が記載された<u>確認の記録(保険契約者となるべき者本人による確認の記録があるものに限る。)</u>、並びに、(ウ) 被保険者となることを同意しなかった者の名簿</p> <p>③ 全員加入団体定期保険の場合は、<u>保険契約者となるべき者からの以下のいずれかによる確認</u></p> <p>ア. (ア) 保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類、及び(イ) <u>被保険者となる者全員による同意の記録</u></p> <p>イ. (ア) 保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類、(イ) 保険契約者となるべき者が被保険者となるべき者全員に保険契約の内容を通知した旨の<u>確認の記録(保険契約者となるべき</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p><u>び被保険者となるべき者の代表者の署名又は記名押印のあるものに限る。）、及び（ウ）被保険者となることに同意しなかった者の名簿</u></p> <p>④ 全員加入団体定期保険のうちいわゆる「ヒューマン・ヴァリュュー特約」を付帯した保険契約の場合は、<u>被保険者から個別に同意する旨の書面に署名又は記名押印することによる確認、又は上記③ア. による確認</u></p> <p>Ⅱ－3－5－1－2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 規則第 227 条の 2 第 3 項第 13 号から第 15 号までの書面の交付による説明を行っているか。 また、保険契約者からは規則第 211 条の 30 第 1 号による書面を受領した旨の<u>署名又は押印を得る措置</u>を講じているか。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) 規則第 211 条の 30 に規定する措置に関し、保険契約について、<u>保険契約者又は被保険者本人が、所定の欄に署名又は記名押印することを確保するための方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。</u> なお、本人以外の者に<u>押印</u>を行わせる場合には、社内規則等に本人以外の者が<u>押印</u>を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。</p> <p>(10)～(14) (略)</p> <p>Ⅲ－1－10 <u>電子申請可能な申請書等を提出するに当たっての留意点</u></p>	<p><u>者本人及び被保険者となるべき者の代表者本人による確認の記録があるものに限る。）、及び（ウ）被保険者となることに同意しなかった者の名簿</u></p> <p>④ 全員加入団体定期保険のうちいわゆる「ヒューマン・ヴァリュュー特約」を付帯した保険契約の場合は、<u>被保険者による個別の同意を記録することによる確認又は上記③ア. による確認</u></p> <p>Ⅱ－3－5－1－2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 規則第 227 条の 2 第 3 項第 13 号から第 15 号までの書面の交付による説明を行っているか。 また、保険契約者からは規則第 211 条の 30 第 1 号による書面を受領した旨の<u>記録を取得する措置</u>を講じているか。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) 規則第 211 条の 30 に規定する措置に関し、保険契約について、<u>保険契約者又は被保険者本人に対し、当該契約内容への同意の記録を求める措置を確保するための方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。</u> なお、本人以外の者に<u>上記記録</u>を行わせる場合には、社内規則等に本人以外の者が<u>当該記録</u>を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。</p> <p>(10)～(14) (略)</p> <p>Ⅲ－1－10 <u>書面・対面による手続きについての留意点</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>(1) <u>電子政府の総合窓口</u> <u>金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）を利用して申請書等の提出が可能な手続については、原則として、e-Gov を利用して提出を求めることとする。</u></p> <p>(2) <u>金融庁業務支援統合システム</u> <u>業務報告書（中間期にあっては中間業務報告書）等については、原則として、金融庁が運用する金融庁業務支援統合システムを利用して提出を求めることとする。</u></p>	<p><u>少額短期保険業者等による当局への申請・届出等及び当局から少額短期保険業者等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第六条第一項及び第七条第一項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</u></p> <p><u>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続に係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>また、経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</u></p> <p><u>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、少額短期保険業者等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。</u></p> <p><u>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）新旧対照表（案）

現 行	改正案
(新設)	<p><u>の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。</u></p> <p><u>このような官民における取組みも踏まえ、本監督指針の書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、「Ⅲ-1-11 申請書等を提出するに当たっての留意点」に掲げる原本送付を求める場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。</u></p> <p><u>Ⅲ-1-11 申請書等を提出するに当たっての留意点</u></p> <p><u>「Ⅲ-1-10 書面・対面による手続きについての留意点」を踏まえ、少額短期保険業者等による当局への申請・届出等については、原則として、以下(1)、(2)に掲げる方法により提出を求めることとする。</u></p> <p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。</u></p> <p><u>(1) 金融庁電子申請・届出システム</u></p> <p><u>少額短期保険業者等による当局への申請・届出等のうち、(2)に掲げる金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>Ⅲ－２－４ 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 保険募集業務の廃止等届出（法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号の届出）</p> <p>① (略)</p> <p>② 廃業等届出を受理したときは、法第 308 条第 1 項第 2 号の規定により当該少額短期保険募集人の登録を抹消する。 <u>なお、法第 308 条第 2 項の所属少額短期保険業者への通知は、廃業等届出を受理し、内容を確認したうえで代申業者に行う。この場合、代理申請書の写に受領印を押印することをもって行うことができることとする。</u></p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>Ⅳ－１－７ 保険証券、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保険契約申込書等については、契約申込内容、申込人、申込日、告知事項等が明確なものとなっているか。また、同意書等（<u>被保険者同意、受領印</u>）が必要な場合には、<u>添付</u>されることとなっているか。</p>	<p><u>ただし、金融庁がホームページにおいて掲載する e-Gov を利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提出についても可能とする。</u></p> <p><u>(2) 金融庁業務支援統合システム</u> <u>業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）については、原則として、統合システムを利用して提出を求めることとする。</u></p> <p>Ⅲ－２－４ 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 保険募集業務の廃止等届出（法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号の届出）</p> <p>① (略)</p> <p>② 廃業等届出を受理したときは、法第 308 条第 1 項第 2 号の規定により当該少額短期保険募集人の登録を抹消する。 なお、法第 308 条第 2 項の所属少額短期保険業者への通知は、廃業等届出を受理し、内容を確認したうえで代申業者に行う。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>Ⅳ－１－７ 保険証券、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保険契約申込書等については、契約申込内容、申込人、申込日、告知事項等が明確なものとなっているか。また、同意書等（<u>被保険者同意等</u>）が必要な場合には、<u>併せて提出</u>されることとなっているか。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）改正文（案）

第一条 次に掲げる様式中「印」を削る。

- 一 少額短期保険業者等関係 別紙様式 I-18、I-46 及び I-47
- 二 募集人等関係 別紙様式 V-3 から V-7 まで
- 三 監督指針事務手続等関係 別紙様式 VII-1 及び VII-2

第二条 次に掲げる様式中「確認印」を「確認」に改める。

- 一 監督指針事務手続等関係 別紙様式 VII-7